

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長

(公 印 省 略)

食品衛生管理部 主任研究官の公募について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、当所食品衛生管理部において主任研究官を公募することとなりました。つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

食品衛生管理部 主任研究官（厚生労働技官・研究職）

2. 業務内容

食品衛生管理部は、食品等の製造工程における微生物及び有害物質の制御、安全性評価、規格基準その他の食品等の衛生管理に関する調査及び研究並びに食中毒に関連する微生物の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行っている。

今回募集する主任研究官は、いわゆる健康食品の品質確保に係る病原微生物のリスク評価及び管理等に関する研究業務を行い、関係分野における行政支援活動に従事する予定である。

3. 応募資格

- (1) 獣医学系、農学系、薬学系、医学系、理工学系、あるいはその他の生命科学系領域における博士号を取得後、概ね5年以上の研究経験を有すること
- (2) 食品に含まれる病原体に関する十分な専門的知識・研究経験及び業績を有すること
- (3) 食品製造工程における衛生管理、特に病原微生物のリスク評価及び管理に関する研究に意欲を有すること
- (4) 研究所内外の研究者と協力・連携して、調査・研究を主導的に遂行しうる能力と協調性を有すること
- (5) 国立試験研究機関における調査・研究の意義と役割に対する責務への理解とそれを実行する意欲を有し、当該分野における食品安全行政への対応及び国際的動向への対応を行う意欲と能力を有すること
- (6) 外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること

※下記【備考】(1)～(3)に記載の国家公務員法第38条に規定する要件等に該当する者は応募できません。

4. 提出書類

- (1) 履歴書 (<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html>) に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに高等学校卒業以降の学歴・職歴、所属学会・教育歴、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6か月以内に撮影）を添付すること
- (2) 現在までの主要研究概要（A4用紙3ページ、カラー可）
- (3) 研究実績目録（原著論文、総説、解説、単行本、シンポジウム、国際学会発表、招待講演、知的財産、受賞歴等）及び主要論文別刷（5編以内、総説も可）
- (4) 将来への抱負（陳述書）（A4用紙2ページ）
- (5) 学位記（写し）あるいは学位を証明するもの
- (6) 現在までの競争的研究費獲得状況
- (7) 推薦状（複数可）
- (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類を提出すること。
- (9) 障害をお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類
※各書類が複数枚になる場合はクリップ止めにする（ステープラは使用しない。）。
※（2）～（4）、（6）～（9）は様式自由。
※応募書類は返却しません。

5. 応募締切日

令和7年4月21日（月）17時（必着・締切厳守）

6. 選考採用試験

- (1) 書類選考 令和7年4月下旬（予定）
※応募時に提出いただいた履歴書等（「4. 提出書類」参照）により選考いたします。
- (2) 面接試験 令和7年5月中旬（予定）
※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

7. 採用予定年月日

令和7年7月1日（予定）（事情により応相談）

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類（8）の書類を提出すること。

8. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。
- (2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）である。
- (3) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されている。

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※ 応募書類の封筒には「食品衛生管理部主任研究官 応募書類在中」と朱書のうえ、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長 友部 克也

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail: katsuya-tomobe@nihs.go.jp

【備考】

(1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものの以外）

(3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）